

## 阿賀野市選挙管理委員会告示第 42 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所を次のとおり指定した。

令和3年10月19日

阿賀野市選挙管理委員会  
委員長 小林 壽 英

在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所
阿賀野市役所 1階 多目的ホール